

「丹後きもの大使」を募集します！ ～織物の産地「丹後」をきものでPRしませんか～

丹後織物振興協議会では、丹後地域の和装振興の取組の一環として、「丹後織物の魅力」や「丹後地域の魅力」を広く発信・PRしていくため「丹後きもの大使」を3名募集します。

平成19年の第1期から「丹後きものクイーン」を延べ39人任命してきましたが、今回、名称を「丹後きもの大使」に変更し男女を問わず募集しますので、広く周知いただきますようお願いいたします。

また、7月1日から8月31日まで「ゆかたを楽しむ月間」として、管内事業者がゆかたを着て和装を盛り上げますので、取材等お願いします。（取組状況は別紙のとおり）

1 募集期間

令和6年7月1日（月）から令和6年8月16日（金）まで ※必着／消印有効

2 任期

任命の日～令和8年10月31日（2年間）

3 応募要件

- ・令和6年4月1日現在満18歳以上で、きものが大好きな方
- ・京都府内在住、勤務の方又は丹後出身等丹後にゆかりのある方
- ・任期中、丹後地域内外での和装・観光イベント等に意欲的に参加し、「丹後織物の魅力」「丹後地域の魅力」をPRしていただける方
- ・令和6年9月上旬開催の第二次面接選考会（京丹後市内を予定）、お披露目の日（10月16日予定）に参加できる方

4 応募方法

応募用紙に必要事項を記載し、下記あて先まで郵送又は持参
応募用紙と募集要項は事務局ホームページからダウンロード可

5 募集要項等

別紙チラシのとおり

<参考：前回実績>

第10期丹後きものクイーン 応募 12名 任命 3名

【本報道発表に関するお問合せ】

農林商工部農商工連携・推進課 課長 塩見
(丹後織物振興協議会事務局) 参事 桐村 TEL 0772-62-4304



「丹後きもの大使」(旧丹後きものクイーン) 募集要項

丹後織物振興協議会では、丹後地域の和装振興の一環として、「丹後ちりめんの魅力」「丹後地域の魅力」をより効果的に発信・PRしていくため、地域内外での和装・観光イベント等で活躍いただく「丹後きもの大使」を次のとおり募集します。

1 募集人員 3名

2 任期 任命の日から令和8年10月31日まで(2年間)

3 応募資格

- (1) 令和6年4月1日現在、満18歳以上で、きものが大好きな方
 - ・高校生は不可
 - ・既婚・未婚は問わない
 - ・モデル等専属契約、他の類似のコンテスト等に選出され任期中の方を除く
 - ・有職者の場合は、勤務先の了解を得ること
- (2) 京都府内在住、勤務の方又は丹後出身等丹後にゆかりのある方
- (3) 任期中、丹後地域内外での和装・観光イベント等に意欲的に参加し、「丹後ちりめんの魅力」「丹後地域の魅力」をPRしていただける方
- (4) 令和6年9月上旬開催の第二次選考(京丹後市内の予定)、お披露目の日(10月16日 予定)に参加できる方

4 応募方法

所定の応募用紙(下記ホームページからダウンロード可能)に必要事項を記入の上、郵送又は持参(FAX、メール不可)

採否にかかわらず応募書類は返却しない(応募書類は、選考以外の目的に使用いたしません)

5 応募期間

令和6年7月1日(月)から令和6年8月16日(金)まで
(受付時間: 8時30分～17時15分 郵送の場合は当日消印有効)

6 選考方法・日程

- (1) 第一次選考(書類選考)
 - ・選考結果は書面にて通知
- (2) 第二次選考(面接選考 第一次選考通過者のみ対象)
 - ・日時: 令和6年9月上旬
 - ・会場: 京都府峰山総合庁舎(予定)
 - ・服装: ゆかた又はきもの着用
 - ・選考結果は書面にて通知(合否に関わるお問い合わせはご遠慮願います)

7 お披露目

第75回丹後織物求評会(10月16日 予定)

8 主な活動内容

和装・観光イベント等において、丹後織物や丹後地域の魅力を広くPRする活動に参加
(参考: 令和5年度で年1～2回程度)

規程により、日当、旅費を支給

※きものをお持ちでなくても、イベント主催者等の準備で参加できます

9 応募・問い合わせ先

〒627-8570 京丹後市峰山町丹波855
京都府丹後広域振興局農商工連携・推進課
丹後織物振興協議会事務局 宛
TEL: 0772-62-4304
FAX: 0772-62-4333
メール: t-no-noushoko@pref.kyoto.lg.jp

【募集ホームページ】 <https://www.pref.kyoto.jp/tango/>

令和6年度ゆかたを楽しむ日・月間の取組状況(予定まとめ)

区分	取 組 内 容	
府 市 町	<宮津市> <京丹後市> <伊根町> <与謝野町>	◆庁内一斉着用 8月15日(木) ゆかた教室 7月16日、17日、22日、23日、30日、8月5日 ◆庁内一斉着用 7月19日(金) ◆庁内一斉着用 7月19日(金) ◆一斉着用 7月19日(金)
金融機関	<京都北都信用金庫> ・「ゆかたを楽しむ月間」中、各店舗においてゆかた・法被を着用して営業 丹後地域9店舗の他、中丹以南の店舗でも取り組みを予定	
商工会議所等	京丹後市商工会 与謝野町商工会	7月19日(金) 本所、大宮支所、網野支所、丹後支所で着用し 窓口業務を実施 7月19日(金) 職員有志が着用
事務局	<丹後織物工業組合> 7月19日(金) 一斉着用 <丹後広域振興局> 7月19日(金) 一斉着用	